平成２３年（フ）第８５４８号
東京都足立区竹の塚６丁目12―６―601
債務者　木村　欣之
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５５号
東京都杉並区和泉４丁目49―11―301
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５６２号
千葉県木更津市畔戸55
債務者　篠辺　和美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５７０号
東京都墨田区東向島５丁目16―15―506
債務者　土屋千与一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５８０号
東京都武蔵野市境南町５丁目８―１　三祐Ⅱ
債務者　藤井　　竜
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５８１号
東京都国分寺市泉町３丁目30―２―107
債務者　田中　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８６０３号
埼玉県越谷市大字南荻島118―２、住民票上の住所東京都板橋区大山西町61―４　荻野方202
債務者　松沢　博之
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３８号
横浜市南区弘明寺町字前田124番地13　ハイツ124―Ｂ―101
債務者　平尾　哲秋
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５４４号
横浜市旭区左近山16番地４　左近山団地１街区23棟403号
債務者　小林　三男
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6704番地
債務者　有島　裕之
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第６３０号
東京都町田市小山町986番地１エクセル内田Ⅱ102
債務者　小向　　翼
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３１号
東京都町田市小山町986番地１エクセル内田Ⅱ102
債務者　小向　羽純
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８３号
東京都八王子市小宮町1045番地３ハイツモカ201号
債務者　池崎　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５３号
東京都八王子市東浅川町562番地26
債務者　佐藤　清和
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５４号
東京都八王子市東浅川町562番地26
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部